

2009年3月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関すること及び外国人登録に関することに係る個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年3月5日付けで諮問（第380号）された住民基本台帳に関すること及び外国人登録に関することに係る個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

定額給付金事業は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、住民に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものとして実施される事業である。この定額給付金事業は市町村が実施する事業に対し国が補助金を交付することによりその推進を図るものとされている。

給付対象者は、平成21年2月1日において、次の要件のいずれかに該当する者である。

ア 藤沢市の住民基本台帳に記録されている者

イ 藤沢市の外国人登録原票に登録されている者のうち一定の要件に該当する者

また、定額給付金の申請・受給者は、給付対象者ごとに次のとおりとなる。

ア 住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主

イ 外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者

次に、子育て応援特別手当事業は、現下の厳しい財政事情に鑑み、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、緊急措置として支給するものであり、市町村が実施する事業に対し国が交付金を交付するもので、定額給付金事業とあわせて実施する事業である。

支給対象者は平成21年2月1日において、「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、次の要件のいずれかに該当する者である。

ア 藤沢市の住民基本台帳に記録されている者

イ 藤沢市の外国人登録原票に登録されている者のうち一定の要件に該当する者

この事業の実施にあたっては、両事業とも給付対象者等の要件について、住民基本台帳及び外国人登録原票の記録に基づくものとされているが、事務を担当する行政総務課では、住民基本台帳及び外国人登録原票の取扱い権限がなく、市民窓口センターが管理する情報であるため、住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業に必要な個人情報については、住民基本台帳及び外国人登録原票を管轄する市民窓口センターに帰属する情報で、行政総務課では取扱い権限を有していない。しかし、これらの給付事業は、全国一律に実施される事業であり、各市町村における給付対象者の抽出等の事務については、国の基準に従って実施しなければならない。また、国からは事業の目的達成のためにも、迅速で正確な支給事務を求められていることから、行政総務課に住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を利用させる必要性があると考えられる。

(3) 利用させる個人情報の項目

- ア 住民基本台帳 住所，氏名，生年月日，続柄，世帯主名，住民日
- イ 外国人登録 居住地，氏名（本名，通称名），生年月日，続柄，世帯主名，住民日，在留資格，在留期間

(4) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業の対象は，外国人を含めると約17万6千世帯と多数となるため，目的外に利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて，通知する費用や事務量が過分に必要であり，事務処理の効率性が著しく損なわれるため通知の省略を行いたい。

また，定額給付金等給付事業では，各申請・受給者に対し申請書を郵送することを予定していることから，二重通知による混乱も予想されるため省略を行いたい。

なお，個人情報の目的外利用については，定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業実施内容の周知の中で，行政総務課において，市の広報紙等により周知を図っていく予定がある。

(5) 実施時期

平成21年4月予定

(6) 提出資料

- ア 定額給付金及び子育て支援応援特別手当に関するスケジュール
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業に必要な個人情報については，住民基本台帳及び外国人登録原票を管轄する市民窓口センターに帰属する情報で，行政総務課では取扱い権限を有していない。しかし，これらの給付事業は，全国一律に実施される事業であり，各市町村における給付対象者の抽出等の事務については，国の基準に従って実施しなければならない。また，国からは事業の目的達成のためにも，迅速で正確な支給事務を求められている。

以上のことから判断すると，個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業の対象は，外国人を含めると約17万6千世帯と多数となるため，目的外に利用させる管理情報の内容の重要

度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要であり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

また、定額給付金等給付事業では、各申請・受給者に対し申請書を郵送することを予定していることから、二重通知による混乱も予想される。

なお、実施機関では、個人情報の目的外利用については、定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業実施内容の周知の中で、行政総務課において、市の広報紙等により周知を図っていく予定があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上